

2018年10月29日
三井住友海上あいおい生命保険株式会社

会社分割に関する異議申立の結果について

当社は、第三分野長期契約の三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの保有移行に関する会社分割について、本年6月29日から10月10日まで
の間、ご契約者さまからの異議申立を受け付けました。

ご契約者さまからの異議申立は、保険業法173条の4第6項において定める割合を超えてお
らず、会社分割は無効となりませんでしたので、お知らせいたします。

以上